

「町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想（素案）」

パブリックコメント

| | |
|--------------|--|
| ● 実施期間 | 平成23年3月1日（火） ～ 平成23年3月15日（火） |
| ● 実施場所 | 区役所6階都市計画課・2階情報提供コーナー・各区民事務所・荒川区ホームページ |
| ● 意見総数 | 意見提出者：3名 意見総数：10件 |
| ● 提出された意見の分類 | <ul style="list-style-type: none">○ バリアフリー化の整備方針、特定事業計画についての意見 3件○ 心のバリアフリーについての意見 3件○ バリアフリー基本構想実現に向けての意見 3件○ その他の重点整備地区との連携についての意見 1件 |

荒川区 都市計画課

平成23年3月

◇町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想 パブリックコメント（平成 23 年 3 月 1 日～15 日）

＜バリアフリー化の整備方針、特定事業計画についての意見＞

| No. | 日付 | 住所 | 年齢 | 意見 | 意見に対する回答 | 計画への反映※ |
|-----|-------|--------|----|--|--|---------|
| 1 | 3月14日 | 南千住5丁目 | 48 | 荒川区は歩道のない道路が多くあると思いますが、このような幅員の狭い道路におけるバリアフリー化の考え方について示す必要があると思います。 | 本編の P22 の地区の基本的指針で記載しているようにバリアフリー化にあたっては、ソフト面における取組や区民のバリアフリーに対する“気づき”を高めるため、「心のバリアフリー」を推進していきます。具体的な取組については、P48～51に記載しています。 | ○ |
| 2 | 3月14日 | 南千住5丁目 | 48 | 各特定事業において「その他の検討事項」の内容を見ると「困難です。」という記載が所々見受けられますが、各事業者において、そういった内容についての具体的な対応方針等を記載していただきたい。 | その他の検討事項として挙げられた内容は、各事業者において現時点で事業実施が困難となっているものが主となっていますが、これらについては、今後、課題解決の可能性を見極めた段階で随時、事業内容の見直しを行います。本編 P34 に記載。 | ◎ |
| 3 | 3月15日 | 東尾久1丁目 | 26 | 町屋駅周辺については、放置自転車が多く、自転車利用者のマナーも悪いと思う。そういった点についても改善できるよう、バリアフリー基本構想の中で具体的な対策・取組内容を考えていただきたい。 | 本編 P42～43 の道路特定事業及び P44～45 の交通安全特定事業、P51 の心のバリアフリーの取組（4）交通マナーアップの普及、啓発の中で自転車利用に対する具体的な対策を記載しています。 | ○ |

※計画への反映（◎：新たに記載・修正（参考とする）／○既に記載済み／△：区の考えとは異なるため記載せず／－：対象外であるため記載せず）

<心のバリアフリーについての意見>

| No. | 日付 | 住所 | 年齢 | 意見 | 意見に対する回答 | 計画への反映※ |
|-----|-------|--------|----|---|--|---------|
| 4 | 3月10日 | 町屋2丁目 | 32 | 第4章7の「心のバリアフリー」は重要であり、関係者も多岐にわたるものと考えられますが、区の関係課間の連携も密にしながら、区民への効果的な広報を展開し、荒川区らしい普及が図れることを期待します。特に、第6章2にあるように、区民相互のつながりを活かした「共助」の考え方が重要であり、区民自らがお互いに助け合えるように、普段から交流を図ることができる仕組みづくりを区として進めることを期待します。 | ご指摘の通り町屋駅・区役所周辺地区は、ハード整備が困難な地区でありバリアフリー化にあたっては、心のバリアフリーの推進が重要と考えています。 区としても今後、区民の主体的な取組を通じて、バリアフリーに対する“気づき”の機会を増やすことで、心のバリアフリーの普及、啓発につなげていきます。本編 P52。 | ○ |
| 5 | 3月10日 | 町屋2丁目 | 32 | 学校教育の場における自転車利用マナーの向上を各小中学校で取り組んで欲しい。 | アンケート調査や住民部会を通じて共通の課題として認識しております。 そのため、本編 P48「バリアフリーにおける区民の取組」の部分で、自転車利用マナーの向上に関して検討内容を記載しています。 | ○ |
| 6 | 3月15日 | 東尾久1丁目 | 26 | 心のバリアフリーについて、学校教育の一環として子供に教えていくことはとても良いことだと思うが、大人に対しても周知もしくは勉強する機会があったほうが良い。 | ご意見のとおり、学校教育だけでなく、大人が学ぶ機会が必要であると考えます。 本編 P48～49「バリアフリーにおける区民の取組」の部分で、区民が主体的に取り組む内容を住民部会で議論し、具体的な対策について検討した内容を記載しています。 | ○ |

※計画への反映 (◎：新たに記載・修正 (参考とする) / ○既に記載済み / △：区のととは異なるため記載せず / -：対象外であるため記載せず)

<バリアフリー基本構想実現に向けての意見>

| No. | 日付 | 住所 | 年齢 | 意見 | 意見に対する回答 | 計画への反映※ |
|-----|-------|--------|----|---|---|---------|
| 7 | 3月10日 | 町屋2丁目 | 32 | 特定事業計画の早期実現と、一層のバリアフリー化を進めることにより、みんなが住みよい荒川が実現できるものと期待します。そのためにも、区が率先して事業を推進する必要があると思います。 | ご意見のとおり、区としましてはPDCAにより継続して取り組むことを前提に事業を推進します。本編 P52～53 に記載のとおり、区民が主体となった取組として地域住民による自助・共助を図りつつ、区としても積極的に事業を進めてまいります。 | ○ |
| 8 | 3月10日 | 町屋2丁目 | 32 | 第5章に示されている事業のモニタリングについては、ぜひとも実施していただき、定期的に進捗状況等を区民に提供して欲しいと思います。また、各事業者から主体的にバリアフリーへの取組を発信できるような仕組みができれば、区全体としての広がりが期待できるのではないのでしょうか。 | 推進協議会（仮称）において短期（平成23年～3年程度）、中期（平成23年～5年程度）、長期（平成23年～10年程度）的な視点の中で地区の特定事業の進捗確認を行います。本編 P53 に記載。 今後、各事業者から主体的にバリアフリーへの取組を発信できるような仕組みを作るよう協議会等を通じて協議していきます。 | ◎ |
| 9 | 3月15日 | 東尾久1丁目 | 26 | 対象地区内の住民に対しては、意見を求めるだけでなく、基本構想策定後も各事業者に対して意見を提示できるような、基本構想の推進体制を築く必要があると思います。 | 基本構想策定後も各事業者の特定事業計画の進捗管理においては、住民意見を反映した計画の見直し、追加対応を検討する仕組みを構築していきます。P52-53。 | ○ |

<その他の重点整備地区との連携についての意見>

| No. | 日付 | 住所 | 年齢 | 意見 | 意見に対する回答 | 計画への反映※ |
|-----|-------|--------|----|--|---|---------|
| 10 | 3月15日 | 東尾久1丁目 | 26 | 対象地区は区内の他の地区に比べ公共交通機関の種類が多く、また区役所を中心とした行政施設・公共施設が多数あるため、区内外の不特定多数の利用者がいるということも考慮し、他の重点整備地区と連携した基本構想の内容としていただきたい。 | 平成23年度以降、他の重点整備地区の基本構想を策定するにあたっては、重点整備地区相互の生活関連経路ネットワークを考慮したものとします。P53。 | ○ |

※計画への反映（◎：新たに記載・修正（参考とする）／○既に記載済み／△：区のとおりとは異なるため記載せず／－：対象外であるため記載せず）